

「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」販売促進委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」販売促進委託業務

(2) 事業の目的

本業務は、「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」（以下、とさとさ）及びKITTE大阪のイベントスペースを活用した催事・イベントの実施を通じて、とさとさの認知度向上、誘客促進、売上増加を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

別添「『SUPER LOCAL SHOP とさとさ』販売促進委託業務仕様書」のとおり

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 高知県が発注する「関西プロモーション事業」との関係

本業務は高知県が発注する「関西プロモーション事業」と連動して行うことが想定され、県に成果物の提供(一部加工しての提供含む)等の協力を行う可能性がある。これらの協力業務も実施すること。

※「関西プロモーション事業」の具体的な業務内容は、別途高知県が実施するプロポーザルを経て決定

2 見積限度額

10,500千円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「『SUPER LOCAL SHOP とさとさ』販売促進委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候

補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後には、候補者と公社は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を実施します。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。ただし、5日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて公社と交渉を行うこととなります。

なお、令和8年度高知県一般会計予算(案)並びに一般財団法人高知県地産外商公社令和8年度収支予算(案)が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(もしくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること。
- (2) 現に競争入札参加資格を有しない者は、高知県知事が定める申請書(令和6年度～令和8年度競争入札参加資格審査申請書)に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添付して、下記の指定場所へ提出すること。

<高知県知事が定める申請書の提出先>

〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県会計管理局総務事務センター

TEL:088-823-9788

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024020900032/>

- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 質疑と回答

質疑は令和8年3月4日（水）午後1時までに質疑書（別紙様式2）により持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）、又は電子メールで受け付けます。なお、電子メールの場合は、電話により着信を確認してください。

すべての質疑と回答の内容は、令和8年3月6日（金）までに高知県地産外商公社のホームページに掲載します。

電子メール：gaisho-osaka@marugotokochi.com

ホームページ：<https://www.kochi-gaisho.com/news/>

7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、次表に定める参加申込書（別紙様式2）及び法人概要書（別紙様式3）により申し込みください。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	参加申込書	A 4 縦	正本 1部
3	法人概要書		

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和8年3月9日（月）午後5時（必着）

ウ 提出先

〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町 2-6-8
センバセントラルビル 1F 高知県大阪事務所内
一般財団法人高知県地産外商公社関西事業本部
担当：杉浦、奥田
TEL：06-6224-0527

(2) 資格要件の確認

公社による申込者の資格要件の確認後、確認結果を令和8年3月11日（水）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件に満たなかった者に対する理由説明

ア 資格要件に満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（公社の定休日を除く。）以内に、書面により、代表理事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 代表理事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日（公社の定休日を除く。）以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

別途定める「『SUPER LOCAL SHOP とさとさ』販売促進委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

9 審査

別途定める「『SUPER LOCAL SHOP とさとさ』販売促進委託業務」公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

10 審査結果

審査結果は、令和8年3月下旬に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は一般財団法人高知県地産外商公社 情報公開規程に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

11 日程（予定）

令和8年2月27日（金）	募集要領の公示
令和8年3月4日（水）	質疑書提出締切 午後1時（必着）
令和8年3月9日（月）	参加申込及び資格確認書類の提出締切 午後5時（必着）
令和8年3月19日（木）	企画提案書の提出締切 午後1時（必着）
令和8年3月25日（水）	審査委員会（プレゼンテーション）
令和8年3月下旬予定	審査結果通知

12 提出書類の取り扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（公社及び審査委員会での使用に限ります。）
します。
- (3) 提出された企画提案書は、一般財団法人高知県地産外商公社情報公開規程に基づく
開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事
業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めら
れる情報は同規程第4条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書
類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別添（別紙様式4）により提出してく
ださい。
- (4) 開示・非開示の判断は、提出された（別紙様式5）を参考に、同規程に基づき公社
が客観的に判断します。
- (5) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはあ
りません。

13 問合せ先

〒541-0053 大阪府大阪府中央区本町 2-6-8
センバセントラルビル 1F 高知県大阪事務所内
一般財団法人高知県地産外商公社関西事業本部
担当：杉浦、奥田
TEL：06-6224-0527

14 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 公社職員に対する当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思につ
いて、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関す
る規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合
- (7) 2の見積限度額を超過した見積書を提出した場合

15 その他

- (1) 令和 8 年度高知県一般会計予算（案）並びに一般財団法人高知県地産外商公社令和 8 年度収支予算（案）が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。
- (2) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の公社との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (3) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (4) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約事務取扱要領第 32 条の規定により免除された場合又は契約事務取扱要領第 33 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。